

全木協の応急仮設木造住宅建設における労働条件等

2018年11月14日改定

	県内労働者	県外労働者
対象職種	大工、手元(土木職:杭打ち、トレンチ掘削、パイプ埋設、板金、桶職、大工以外の建設業従事者等)。但し、車両系建設機械、ブレーカーの有資格者のある手元は大工職の賃金とする。	大工
実務経験・年齢	大工:実務経験3年程度以上、上限70歳程度 手元:上限60歳程度	左に同じ
賃金	大工等26,000円、手元19,000円程度 ・休日(現場指定含む)は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は大工・手元ともに10,000円。	26,000円 ・前泊及び後泊日、休日(現場指定含む)は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は10,000円。
交通費	県内交通費 ・一律1日1,000円(ガソリン代) ・賃金と共に振り込み ・有料道路の支払要件(宿泊施設あるいは自宅から現場までの移動時間が30分程度以上で、20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど、合理的な理由がある場合)	県内交通費 ・一律1日1,000円(ガソリン代) ・賃金と共に振り込み ・宿泊地の市役所又は町村役場から現場までの距離が往復100キロ以上の場合は別途対応 県外交通費 ・賃金と共に振込 ・都道府県庁所在地から宿泊地の市役所又は町村役場までの往復旅費相当額[ガソリン代、有料道路代、フェリー代、必要な場合の行程泊]を支給 ・行程泊の支払要件(移動距離が概ね600km以上、移動時間が概ね8時間以上のいずれかに該当する場合、片道7000円を宿泊費として加算) ・有料道路の支払要件(宿泊施設あるいは自宅から現場までの移動時間が30分程度以上で、20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど、合理的な理由がある場合) ・複数回現地入りする場合は、その回数分の往復旅費を支給(原則として5日以上間隔があった場合のみ)
労働時間	08:00～18:00(片付け時間含む。休憩120分) ・施工最終日は早めに終了の場合あり	08:00～18:00(片付け時間含む。休憩120分) ・労働期間の最終日は、午後3時以降の帰宅は可(近隣県のみ)
時間外賃金	労働基準法に基づき対応	左に同じ
労働期間	原則3日以上(1日でも可)	原則7日以上
支払い	締日から2週間以内に支払い ・振込手数料は個人負担	左に同じ
宿泊	・右に同じ。ただし、日帰りが困難だと認められる場合。	主幹事工務店が手配。 ・施設はビジネスホテル又は旅館。 ・前泊及び後泊分(従事最終日で帰宅できない等必要な場合)も対応。 ・1泊朝食付。旅館(和室)の場合は夕食付。 ・朝食代として1000円/日を加算。ただし、朝食開始時間によっては就労開始時間までに宿泊先から就労先まで移動が困難な場合。 ・就労者のうち同県連・組合の場合はツインを原則。長期滞在者をシングル優先。 ・費用は主幹事工務店又は幹事工務店が負担。 ・駐車料金請求の条件(宿泊施設等において無料で駐車できない場合) ・無断欠勤の場合は宿泊費個人負担。 ・従事者による宿泊施設の変更は不可。
昼食	原則自己負担。ただし、現場によっては弁当用意する場合もある。	左に同じ
持参工具	大工道具一式	左に同じ
労災	元請が対応(通勤時間含む)。単独有期	左に同じ
雇入通知書	従事日当日に現場で手渡し	左に同じ
休日	7日に1日程度	左に同じ
移動手段	各自の車等	左に同じ
その他	主幹事及び幹事工務店による厳重注意2回で退場 ・幹事工務店等への連絡がない遅刻・早退 ・現場監督の指示に従わない等の行為 ・幹事工務店が不適切な行為と判断した場合 ・暴力団関係者と判明した場合 労務管理・施工管理は、主幹事が対応	左に同じ

※有料道路の支払要件を満たし利用する場合、事務量の軽減等を目的に実費相当額を一律加算する場合がある。

※ガソリン代の算出方法は、大工工事開始日以前で直近の給油所小売価格調査(経済産業省・資源エネルギー庁発表)に

※現場労働者の従事割合は、両団体が協議の上、決定する。

※宿泊は主幹事工務店が手配するため、宿泊に伴うキャンセル料も宿泊手配者の主幹事工務店が負担することで2018年11月14日の第7期総会で合意した。

※労働条件は毎年、全木協の総会又は運営委員会で確認する。